

大府つつじが丘地区計画

地区計画の目標

本地区は、JR 大府駅より南西約 3 km に位置し、民間により開発された住宅団地であり、北側は住宅が立ち並ぶ市街化区域が近接しているなど、現に良好な住宅地環境が形成されている。

本計画ではこの団地の良好な居住環境の維持・保全を図ることを目標とする。

土地利用の方針

低層住宅地としての土地利用への誘導を図り、良好な居住環境の維持・保全を図る。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

位置	大府市高丘町三丁目の一部	
面積	約 4. 2 h a	
区域区分	市街化調整区域	
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 一戸建ての住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 各号いずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。） 3 前 2 号の建築物に附属する物置及び自動車車庫
	建築物の容積率の最高限度	10 分の 10
	建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 5
	建築物の敷地面積の最低限度	160 m ²
	壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 1m 以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 建築物等の用途の制限第 3 号に掲げる建築物又は建築物の部分（次号に掲げるものを除く。）のうち、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ敷地境界線から 1 m に満たない部分の床面積の合計が 10 m ² 以内のもの 2 自動車車庫で床面積の合計が 20 m ² 以内のもの
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、10m を超えてはならない。 軒の高さは、7 m を超えてはならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いたものとする。

	垣又はさくの構造の制限	道路、通路、公園又は緑地に面する側に垣又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防犯性に配慮したものとする。
--	-------------	--

問い合わせ先

○地区計画に関する相談・届出

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

大府つつじが丘地区計画 区域図

